



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年10月7日火曜日 第2612号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 855

## 告 示

知事印（専用公印）の廃止..... (私学文書課) ... 872

知事印（専用公印）の新設..... ( " ) ... 872

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 872

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 872

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 873

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 873

## 公営企業告示

落札者等の告示..... (公営企業管理局総務課) ... 873

## 雑 報

公示送達..... (収用委員会事務局) ... 873

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第36号

中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

第1条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則（平成20年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、<u>第78条の2第1項</u>、第80条並びに第81条に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p><u>2 例による生活保護法第20条の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第78条第1項及び第2項に規定する事務を地方局長に委任する。</u></p> <p>(決定通知書)</p> <p>第6条 例による生活保護法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項に規定する書面の様式は、支援給付の開始又は変更を決定する場合にあっては支援給付</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第19条第4項の規定に基づき、知事は、例による生活保護法第24条から第29条まで、第30条、第31条、第33条から第37条__まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、<u>第78条</u>、第80条並びに第81条に規定する支援給付の決定及び実施に関する事務を地方局長に委任する。</p> <p>(決定通知書)</p> <p>第6条 例による生活保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第25条第2項に規定する書面の様式は、支援給付の開始又は変更を決定する場合にあっては支援給付</p>

決定通知書（様式第9号）、却下する場合にあっては支援給付申請却下通知書（様式第10号）とし、例による生活保護法第26条

に規定する書面の様式は、支援給付廃止（停止）決定通知書（様式第11号）とする。

（資料の提供等）

第8条 地方局長は、例による生活保護法第29条第1項の規定により資料の提供等を求めるときは、資料提供等依頼書

（様式第13号）を送付しなければならない。

（扶養照会等）

第9条 省略

2 例による生活保護法第24条第8項に規定する書面の様式は、扶養義務者への通知書（様式第14号の2）とする。

3 地方局長は、例による生活保護法第28条第2項の規定により報告を求めるときは、報告依頼書（様式第14号の3）を送付しなければならない。

（医療要否意見書等）

第12条 省略

2 例による生活保護法第24条第10項の規定により町長が支援給付変更申請書（傷病届）（入院外医療支援給付を申請する場合に限る。）を受け取ったときは、当該町長は、直ちに診療依頼書（入院外）（様式第22号）を要支援者に交付するものとする。

（給付券等）

第13条 医療支援給付又は介護支援給付の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。

(1)～(4) 省略

（受療連絡票）

第14条 地方局長は、施術券・施術報酬請求明細書（様式第26号（その3））を交付した場合において、交付を受けた者が他の指定医療機関で現に治療中であるときは、はり・きゅう受療連絡票（様式第28号）により当該指定医療機関に連絡しなければならない。

（町長の協力事務）

第16条 例による生活保護法第24条第10項に規定する書面の様式は、支援給付申請に伴う調査書（様式第31号）とする。

2～5 省略

第19条 省略

（徴収金納入申出書）

第19条の2 例による生活保護法第78条の2第1項の規定による申出は、徴収金納入申出書（様式第38号の2）を地方局長に提出することによって行うものとする。

様式第2号（第5条関係） 支援給付申請書

省略
記入上の注意
1・2 省略
3 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によって処罰されることがあります。
4 省略

注 省略

別紙1 資産申告書

（表）省略  
（裏）

決定通知書（様式第9号）、却下する場合にあっては支援給付申請却下通知書（様式第10号）とし、例による生活保護法第26条第1項に規定する書面の様式は、支援給付廃止（停止）決定通知書（様式第11号）とする。

（調査依頼）

第8条 地方局長は、例による生活保護法第29条の規定により調査を囑託し、又は報告を求めるときは、例による生活保護法第29条の規定に基づく調査依頼書（様式第13号）を送付しなければならない。

（扶養照会）

第9条 省略

（医療要否意見書等）

第12条 省略

2 例による生活保護法第24条第6項の規定により町長が支援給付変更申請書（傷病届）を受け取ったときは、当該町長は、直ちに診療依頼書（入院外）（様式第22号）を要支援者に交付するものとする。

（給付券等）

第13条 医療支援給付又は介護支援給付の現物給付は、次に掲げる給付券等を交付して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 施術費給付承認書（はり・きゅう）・施術費給付請求書（はり・きゅう）（様式第27号）

（受療連絡票）

第14条 地方局長は、前条第5号に掲げる承認書を受け取った場合において、交付を受けた者が他の指定医療機関で現に治療中であるときは、はり・きゅう受療連絡票（様式第28号）により当該指定医療機関に連絡しなければならない。

（町長の協力事務）

第16条 例による生活保護法第24条第6項に規定する書面の様式は、支援給付申請に伴う調査書（様式第31号）とする。

2～5 省略

第19条 省略

様式第2号（第5条関係） 支援給付申請書

省略
記入上の注意
1・2 省略
3 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条又は刑法（明治40年法律第45号）の規定によって処罰されることがあります。
4 省略

注 省略

別紙1 資産申告書

（表）省略  
（裏）

省略

記入上の注意

1～5 省略

6 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙2(その1) 収入申告書(新規用)

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙2(その2) 収入申告書(継続用(一世世帯用))

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙2(その3) 収入申告書(継続用(二世等世帯用))

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙3 同意書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(以下「例による生活保護法」という。)第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の次に掲げる事項につき、貴地方局が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の

省略

記入上の注意

1～5 省略

6 不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条 又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙2(その1) 収入申告書(新規用)

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により保護 を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条 又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙2(その2) 収入申告書(継続用(一世世帯用))

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により保護 を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条 又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙2(その3) 収入申告書(継続用(二世等世帯用))

(表)省略

(裏)

省略

記入上の注意

1～7 省略

8 不実の申請その他不正な手段により保護 を受けた場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条 又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

注 省略

別紙3 同意書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の決定又は実施 \_\_\_\_\_ のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の資産及び収入の状況につき、貴地方局が官公署に調査を囑託し \_\_\_\_\_

閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行 \_\_\_\_\_、  
信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」とい  
う。）に報告を求めることに同意します。

また、貴地方局の資料の提供等の要求 に対し、官公署等  
又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨  
を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の  
状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助  
の状況を含む。）

(3) 健康状態

(4) 他の支援給付の実施機関における支援給付の決定及び実  
施の状況

(5) 支出の状況

支援給付の廃止後は、(2)及び(5)の事項にあっては、支援  
給付を受けていた期間における事項に限ります。

記入上の注意 省略

注 省略

様式第6号（第5条、様式第2号、様式第5号関係） 給与証明書  
（表）省略  
（裏）

省略

記入要領

省略

注意

- この証明書は、世帯から地方局長宛てに収入申告のなされた場合に添付されるものです。
- 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条第1項の規定により処罰されることがありますから御注意ください。

注 省略

様式第12号（第7条関係） 検診命令書等

省略

省略

注意

- 2 省略
- この検診命令を受けないと、例による生活保護法第28条第5項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
- 4 省略

注 省略

様式第13号（第8条関係） 資料提供等依頼書

様式第13号（その1）

（表）

資料提供等依頼書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてそ

\_\_\_\_\_、又は銀行、生命保険会社、  
信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」とい  
う。）に報告を求めることに同意します。

また、貴地方局の調査囑託又は報告要求に対し、官公署  
又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨  
を官公署 又は銀行等に伝えて構いません。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

記入上の注意 省略

注 省略

様式第6号（第5条、様式第2号、様式第5号関係） 給与証明書  
（表）省略  
（裏）

省略

記入要領

省略

注意

- この証明書は、世帯から地方局長あてに収入申告のなされた場合に添付されるものです。
- 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第85条 \_\_\_\_\_ の規定により処罰されることがありますから御注意ください。

注 省略

様式第12号（第7条関係） 検診命令書等

省略

省略

注意

- 2 省略
- この検診命令を受けないと、例による生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更され、停止され、若しくは廃止される場合があります。
- 4 省略

注 省略

様式第13号（第8条関係） 調査依頼書

様式第13号（その1）

調査依頼書

省略

\_\_\_\_\_ 支  
援給付の決定又は実施

の例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項

の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

なお、入手した資料については、当局において秘密の保護に万全を期すこととしますので、念のため申し添えます。

省略

（裏）

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

（資料の提供等）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

- (1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）
- (2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条の規定に基づき、次の事項について照会します

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので 念のため申し添えます。

省略

（参考）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

（調査の囑託及び報告の請求）

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

様式第13号(その2)

(表)

資料提供等依頼書

省略

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付の決定若しくは実施又は同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。)第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、例による生活保護法第29条第1項

の規定に基づき、次の事項について資料の提供等を求めます。

なお、入手した資料については、当局において秘密の保護に万全を期すこととしますので、念のため申し添えます。

省略

(裏)

様式第13号(その2)

調査依頼書

省略

支援給付の決定又は実施

のために必要がありますので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第29条の規定に基づき、次の事項について照会します。

なお、入手した資料については、当局において厳秘資料として扱いますので、念のため申し添えます。

省略

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第4条第2項 新法第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(抜粋)

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法(抜粋)

(調査の囑託及び報告の請求)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第4条第2項 新法第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(抜粋)

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法(抜粋)

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

様式第24号(第13条関係) 介護券

省略	
省略	
指定居宅介護支援事業者・ 指定介護予防支援事業者名	省略
省略	

注 省略

様式第26号(第13条、第14条関係) 施術券・施術報酬請求明細書

様式第26号(その1)・(その2) 省略

様式第31号(第16条関係) 支援給付申請に伴う調査書

様式第24号(第13条関係) 介護券

省略	
省略	
指定居宅介護支援事業者・ 地域包括支援センター名	省略
省略	

注 省略

様式第26号(第13条\_\_\_\_\_関係) 施術券・施術報酬請求明細書

様式第26号(その1)・(その2) 省略

様式第31号(第16条関係) 支援給付申請に伴う調査書

省略

別添のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付申請書を受け取ったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第10項の規定により支援給付に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

省略

注 省略

様式第39号（第20条関係） 支援給付負担金精算（調）書

省略	
生活支援	省略
住宅支援	
出産支援	
生業支援	
葬祭支援	
施設事務費及び委託事務費	
小計	
医療支援	
介護支援	
省略	

注 省略

様式第40号（第22条関係） 支援給付経理状況調

省略	
出産支援費	省略
生業支援費	
葬祭支援費	
施設事務費及び委託事務費	
小計	
医療支援費	
介護支援費	
省略	

注 省略

省略

別添のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付申請書を受け取ったので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第6項の規定により支援給付に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

省略

注 省略

様式第39号（第20条関係） 支援給付負担金精算（調）書

省略		
支 援 費	生活支援	省略
	住宅支援	
	介護支援	
	医療支援	
	生業支援	
	葬祭支援	
	小計	
施設事務費、委託事務費		
省略		

注 省略

様式第40号（第22条関係） 支援給付経理状況調

省略		
介護支援費	省略	
医療支援費		
生業支援費		
葬祭支援費		
小計		
施設事務費及び委託事務費		
省略		

注 省略

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第14号の次に次の2様式を加える。



様式第14号の2（第9条関係） 扶養義務者への通知書

様式第14号の2（その1）

## 扶 養 義 務 者 へ の 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

地方局長 印

あなたの 〇〇に当たる 〇〇さん（住所 〇〇）に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付の開始を決定しますので、同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）  
（支援給付の実施）

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）  
（保護の補足性）

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第4条第2項 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(申請による保護の開始及び変更)

第24条第8項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法（抜粋）  
（扶養義務者）

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第877条第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

## 様式第14号の2（その2）

## 扶 養 義 務 者 へ の 通 知 書

年 第 月 号 日

様

地方局長

印

あなたの 当たる さん（住所 ）に対して、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付の開始を決定しますので、同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第8項の規定に基づき通知します。

氏 名	
支援給付の開始の申請があった日	

## (参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

## 附 則

（施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施）

第4条第2項 新法第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第4条第2項 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

（申請による保護の開始及び変更）

第24条第8項 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法（抜粋）

（扶養義務者）

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第877条第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

様式第14号の3（第9条関係） 報告依頼書

様式第14号の3（その1）

## 報 告 依 頼 書

第 号  
年 月 日

様

地方局長

印

あなたの 当たる さん（住所 ）は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を{申請して} いますが、同法第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）では、民法（明治29年法律第89号）に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の{決定上} {実施上} 必要がありますので、あなたが扶養義務を履行しない理由について、 年 月 日までに報告いただきますようお願いいたします。

※「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

(支援給付の実施)

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

(保護の補足性)

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第4条第2項 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(報告、調査及び検診)

第28条第2項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法（抜粋）

(扶養義務者)

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第877条第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 不要の文字は、抹消すること。

## 様式第14号の3（その2）

## 報 告 依 頼 書

第 号  
年 月 日

様

地方局長

印

あなたの 当たる さん（住所 ）は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付を {申請して} {受けて} いますが、同法附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）では、民法（明治29年法律第89号）に定められた扶養義務者による扶養は支援給付に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など支援給付の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、支援給付の {決定上} {実施上} 必要がありますので、あなたが扶養義務を履行しない理由について、 年 月 日までに報告いただきますようお願いいたします。

※「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当局において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要支援者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 )

(参考)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

附 則

（施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施）

第4条第2項 新法第14条第2項及び第4項から第8項まで並びに第15条の規定は、支援給付について準用する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（抜粋）

（支援給付の実施）

第14条第4項 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

生活保護法（抜粋）

（保護の補足性）

第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

第4条第2項 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

（報告、調査及び検診）

第28条第2項 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法（抜粋）

（扶養義務者）

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

第877条第2項 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第26号に次のように加える。

様式第26号(その3) はり・きゅう

(表)

はり・きゅう

年 月分

地区担当員

㊟

取扱担当者

㊟

※地方局長印

中国残留 邦人等の 円滑な帰 国の促進 及び永住 帰国後の 自立の支 援に關す る法律(平 成6年法 律第30号) 施術券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1 単給 2 併給
	患者氏名 ( 歳) 男 女		居住地	
	傷病名 1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ( )		はり・きゅう師氏名	

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治癒・中止
	①初検料	1 はり 2 きゅう 3 はり、きゅう併用		円	摘 要			
	② はり	円×	回=	円				
	② きゅう	円×	回=	円				
	② はり、きゅう併用	円×	回=	円				
③ 電療料	1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具		円×	回=	円			
③ 往療料	2キロメートルまで 加算 ( キロメートル)		円×	回=	円			
請求日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
④ 合計金額 (①+②+③)	請求		※ 決 定					
※⑤ 社保負担 (健・共) 有・無 割	円		円					
※⑥ 本人支払額	円		円					
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)	円		円					

請求書	(患者氏名) _____に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 地方局長 様 指定施術者 住所 氏名 ㊟
委任状	上記金額の受領を _____ 師(会)長(氏名) _____ に委任し ます。 年 月 日 指定施術者 住所 氏名 ㊟

(裏)

## はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「⑥本人支払額」欄に記入された金額です。窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めるときは、直ちに地方局に連絡の上、補正を受けてください。なお、連絡がない場合は、減額されることがありますから、注意してください。
- 3 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑤社保負担（健・共）」欄若しくは「⑥本人支払額」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無効ですから、地方局に返送してください。
- 4 「初回施術年月日」欄には、費用負担関係にかかわらず、その傷病についての初回施術年月日を記入してください。
- 5 「①初検料」欄は、該当する項目を○で囲んでください。
- 6 「摘要」欄には、往療を要する理由等を記入してください。
- 7 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。
  - (1) 請求書の氏名及び押印漏れ
  - (2) 初回施術年月日及び既施術回数の記入漏れ
  - (3) 加算の対象となる往療距離の記入漏れ
  - (4) その他記載不備

(記入上の注意)

※印の欄には、記入しないでください。

## 患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に支援給付決定通知書（様式第9号）を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は、「有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、「⑥本人支払額」欄に記入された金額です。窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、支援給付の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び地方局長の指示及び指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術を受けている期間は、その疾病については、指定医療機関の医療を受けることはできませんから、注意してください。
- 6 施術が終わったとき、又は施術を中止したときは、速やかにその旨を地方局長に届け出てください。
- 7 施術券は、他人に譲ったり、使用させてはいけません。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあつては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則」とすること。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 削除

様式第38号中

生業支援給付				葬 祭 支 援 給 付	
就 労 助 成		技 能 修 得		支 給	
人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額

を

生業支援給付				出産支援給付				葬 祭 支 援 給 付	
就 労 助 成		技 能 修 得		居 宅		入 所		支 給	
人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。



様式第38号の2（第19条の2関係） 徴収金納入申出書

## 徴 収 金 納 入 申 出 書

私は、不実の申請その他不正な手段により支援給付を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「例による生活保護法」という。）第78条の2の規定に基づき、交付される支援給付金品（金銭給付される支援給付費をいう。以下同じ。）の額から、例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴地方局と協議して定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって納入する旨を申し出ます。

なお、次の内容について確認するとともに、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、徴収金を全て納入するまで支援給付金品から納入に充てるものとします。

- 1 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申請」であると判断される場合があること。
- 3 徴収金の納入に際して、一括して納入することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から納入に充てること。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

⑩

地方局長 様

-----  
年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの支援給付金品から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による例による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の納入に充てるものとします。

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第2号別紙3の規定による同意書は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第2号別紙3の規定による同意書とみなす。

3 第2条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第26号(その3)の規定は、この規則の施行の日以降の施術に係る請求分について適用し、同日前の施術に係る請求分については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1133号

次に掲げる専用公印は、平成26年9月30日限り、廃止した。

平成26年10月7日

愛媛県知事 中村時広

種 別	管 守 場 所	数	専 用 区 分
知事印	東予地方局	1	母子寡婦福祉資金用
	中予地方局	1	
	南予地方局	1	

○愛媛県告示第1134号

愛媛県公印規程(昭和34年愛媛県訓令第8号)第6条の規定により、知事印(専用公印)を次のとおり新設した。

平成26年10月7日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1136号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成26年10月7日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
平田ショッピングセンター敷地B	松山市平田町190番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社ほか1者	平成26年9月24日	平成26年9月25日


2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

印 影	管 守 場 所	用 途	使用開始年月日
	東予地方局 中予地方局 南予地方局	母子父子 寡婦福祉 資金用	平成26年 10月1日

○愛媛県告示第1135号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成26年10月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	西予市	平成29年9月20日まで

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第1137号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月7日

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成26年10月7日から  
平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 愛南町全域

○愛媛県告示第1138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年10月7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建（開）第24号 平成26年9月26日	伊予郡松前町大字永田字三人百姓347番1、348番1、350番1	東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚 元一

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成26年10月7日

愛媛県公営企業管理者 俊野 健治

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
応急復旧用資材の購入 1式	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成26年9月24日	大成機工株式会社 四国支店 香川県高松市番町1-1-5	56,850,000円	一般競争入札	平成26年8月12日

雑 報

○公示送達

住所不明

中村 象之助（愛媛県四国中央市三島中央五丁目字青木1539番の登記名義人）

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成26年10月27日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成26年10月7日

愛媛県収用委員会

会長 市川 武志

平成26年9月29日付け裁決書